

公益社団法人 埼玉県精神保健福祉協会

役員報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、本協会の役員報酬並びに費用の妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員職務執行の対価としての報酬及び賞与は支給しない。

ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員等に対して、協会から特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合等に限り、会長が別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき、講師謝金及び原稿執筆謝金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤の理事及び監事の定例報酬月額常勤役員俸給表のとおりとし、その報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定（以下「給与規定」という。）に準じる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が会長からセミナー、研修会等における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆

筆を委嘱されたときは、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づいて支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金はこれを支給しない。

(費用)

第8条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、速やかに支払うものとする。

2 常勤役員に対しては、通勤に要する通勤手当を支給する。

(公表)

第9条 協会はこの規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員報酬表 (単位：円)

号俸	月額
1	100,000
2	105,000
3	110,000
4	115,000
5	120,000
6	125,000
7	130,000
8	135,000
9	140,000
10	145,000